

文書問題に係る第三者機関調査準備会開催要領

(目的)

第1条 令和6年3月に職員が作成、配布した「齋藤元彦兵庫県知事の違法行為等について（令和6年3月12日現在）」と題する文書（以下「当該文書」という。）について、第三者機関による当該文書に記載の事実確認の調査に関する検討を行うため、「文書問題に係る第三者機関調査準備会（以下「準備会」という。）」を開催する。

(検討項目)

第2条 準備会においては、第三者機関の委員及び調査員の選定に必要な事項について検討するものとする。

(構成員)

第3条 準備会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 兵庫県議会から推薦のあった県議会議員
- (2) 兵庫県弁護士会から推薦のあった者

(秘密保持義務)

第4条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(座長)

第5条 準備会に、座長を置き、構成員の互選により選任する。

- 2 座長は、会務を総理し、準備会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 準備会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 準備会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 準備会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、座長が第2条の事項に係る議案を提示した場合において、構成員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の準備会の決議があったものとみなす。
- 5 会議は、準備会が公開による支障が生じないと認めた場合を除き、非公開とする。

(報償費)

第7条 第3条第2号に掲げる構成員が会議に出席したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の報償費を支給する。前条第4項の場合も同様とする。

- (1) 座長 1日につき 15,500 円
- (2) 座長以外の構成員 1日につき 12,500 円

(旅費)

第8条 構成員が会議に出席したときは、兵庫県の「職員等の旅費に関する条例」に定めるところにより算出された旅費の額を支給する。なお、同日に他の用務により、準備会へ出席するための旅程と同一の旅程である旅費が兵庫県から支給される場合は、準備会の構成員として受ける旅費は支給しない。

(庶務)

第9条 準備会の庶務は、兵庫県監査委員事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年7月5日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、準備会が第2条の規定に基づく検討を終了したときは、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年8月22日から施行する。